

令和元年第3回定例会委員意見概要及び提言の方向性について

前回（10月7日）の特別委員会において、重点調査項目に関して出された各委員の意見概要は以下のとおりであり、これらの意見を総合し、委員会としての提言の方向性をまとめた。

重点調査項目1（仮称）子ども家庭総合支援センターの業務及び支援のあり方について I（仮称）子ども家庭総合支援センターの設置について

意見概要		提言の方向性	
全体	① (仮称) 子ども家庭総合支援センターの設置を契機として、海外の先進事例を参考に、子どもの意見表明権など、子どもの権利を保障した児童福祉を目指すべき。	① 全体	子どもの権利保障に関する日本の取組みは進んでいるとは言い難い状況にある。(仮称) 子ども家庭総合支援センターの設置を契機として、海外の先進事例を参考に、子どもの意見表明権など、子どもの権利を保障した児童福祉を目指すべきである。
子ども家庭支援センターと児童相談所の併合	② 併合により、同一施設において介入機能と支援機能とを担うこととなるため、各機能の役割分担を整理したうえで適切な体制を整備し、切れ目ない支援をすすめるべき。	② 子ども家庭支援センターと児童相談所の併合	子ども家庭支援センターの機能と児童相談所の機能を同一施設に統合することで、様々なメリットがある一方で、検討すべき課題もある。「(仮称) 子ども家庭総合支援センター」では、介入と支援との機能分化や検討課題を整理したうえで、区としての子育て支援を切れ目なく提供するための体制構築に向け、以下の取組みが必要である。 ・学校や保育園等の関係機関との情報共有や連携を円滑にするための体制の構築 ・多岐にわたる相談に対する弁護士や医師などの専門職との連携体制の構築 ・高度な対応スキルが求められる困難事例にも対応できる支援体制の構築 ・支援が必要な人に対して、分かりやすく着実に必要な支援メニューにたどり着けるホームページ等の情報発信方法の構築
	③ 併合後の(仮称)子ども家庭総合支援センターでは、学校・保育園等、関係機関との情報を共有し、連携を円滑にするための機能を担うべき。		
	④ 近年の相談の種類は多岐にわたるため、弁護士・医師・保健師等専門職との連携がとれる体制を確立すべき。		
	⑤ 併合にあたっては、併合によるメリットのみならずデメリットにも目を向け、課題を整理しておく必要がある。		
	⑥ (仮称) 子ども家庭総合支援センターを開設することにより、幅広い業務を取り扱うこととなるため、分かりやすいホームページの整備など、利用希望者が迷うことのないよう、効果的な情報発信の方法について検討すべき。		
	⑦ 現在の児童相談所が対応している専門性が求められる困難事例にも対応できるように、ハイリスク群に位置付けられる相談業務、支援業務、虐待対応の体制について検討しておくべき。		
	⑧ 区での児童相談所設置は未経験の新規事業であるが、可能な限り起こりうる状況を想定し、先を見据え、見通しをたてて対応策を考えながら進めることが必要である。		
	⑨ 職員一人当たりの業務量や超過勤務量を想定し、職員が疲弊せず長く働き続けられるような職員体制を構築すべき。		
⑩ センター開設時に万全の体制が整うよう、人材育成を計画的に行うべき。			
⑪ スキルのある職員を確保するため、多様な勤務形態による勤務を可能とするなどの人材確保策をとる必要がある。			
⑫ 経験が浅い職員にも理解でき、着実にスキルアップできるような、ベテラン職員の経験や能力を生かしたナレッジマネジメントが必要である。			
⑬ 各職種の職員の確保が重要な状況にある中、区は一方で、保育園の民営化等で職員を削減している。必要な人材確保のために、区は矛盾のない政策をとるべき。			
相談体制	⑭ 遊び場や日常のことなど、子ども目線の困りごとについても対応すべき。	④ 相談体制	(仮称) 子ども家庭総合支援センターにおいては、幅広い内容の相談が可能となる。平日仕事をしている保護者にも対応可能な休日・夜間窓口や子どもの視点からの相談窓口の設置等、相談しやすい体制を作っていくべきである。また、手話も含めた多言語対応など対応可能なものについては、設置を待たず早急に対応すべきである。
	⑮ 平日仕事をしている保護者にも対応できるよう、休日・夜間対応等相談に乗りやすい体制構築をすべき。		
	⑯ 手話も含めた多言語対応は、センター設置までに対応するのではなく、直ちに改善すべき施策であり、他にもすぐに改善すべきものはセンター設置を待たず進めるべき。		

重点調査項目２ 子どもとその家庭を支援する既存事業

Ⅰ「いたばし 子ども 夢つむぐプロジェクト（子どもの貧困対策）」平成30年度実績報告について

意見概要

成果指標及び評価	①	区としての方向性を明確にし、重点調査項目・重点指標等を設定すべき。
	②	子どもの貧困対策事業に関しては、個別の事業の数値を計る活動指標では評価が困難なものもあるため、アンケートや現場の声など事業によって生み出された成果によって評価すべき。
	③	事業目標を達成することのみにとらわれず、実情を確実に把握しながら区が目指す社会像を達成できるように、指標の数値設定、目標設定、活用方法は常に検証が必要である。
	④	他区の効果的な評価の取組みを研究し、利用者のみならず職員のためにも評価を行うべき。
事業の改善	⑤	対象年齢は異なるが共通点のある事業等、関連性を整理し、効果的・効率的にターゲットへアプローチすべき。
	⑥	子どもの貧困対策という視点をもって既存事業に取り組むことにより、見えてくる気づきを整理して事業に生かすべき。
	⑦	各事業の評価から、事業の具体的成果と課題を抽出することにより、次のプランに生かすべき。特に、現場から課題を吸い上げ、改善につなげるべき。
	⑧	既存事業を子どもの貧困対策事業とすることにより、区が新たに取組んだ子どもの貧困対策としての事業費が不明確になってしまうため、予算の表し方について改善すべき。
	⑨	いたばし版ネウボラのような、板橋区の先進的な取組みをさらに進めていくべきであり、そのために行政は、NPOなど外部の力も活用して事業を進めるべき。



提言の方向性

① 成果指標及び評価	幅広い分野にわたるプロジェクトを推進するにあたっては、区が目指す社会像や方向性を明確にし、その達成に向けて他区などの効果的な評価手法も研究しながら、重点調査項目や重点指標を設定する必要がある。一方で、子どもの貧困は、様々な要因が複雑に絡み合っ発生している問題であるため、個別事業の回数等の活動指標のみでは評価が困難なものもある。評価に当たっては、アンケートや現場の声を把握するなど、事業によって生じた反応（成果）を把握するための指標設定が必要である。
② 事業の改善	より効果的に施策を展開するためには、継続的な実態把握と施策の改善が必要である。現状における子どもの貧困対策は、既存の子ども関連事業が基本となっているが、関連のある事業を整理し、子どもの貧困対策の視点を持って事業に生かすことが必要である。また、現状における子どもの貧困対策に係る予算の見せ方では、区が新たに取組んだ子どもの貧困対策の事業費が見えにくいいため、プロジェクトの予算の表し方を改善する必要がある。さらに、いたばし版ネウボラのような板橋区の先進的な取組みは更に広めていくべきであり、そのために行政は、NPOなどの民間活力も活用して事業を進めるべきである。